

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

嵐山町長 佐久間 孝光

市町村名 (市町村コード)	嵐山町 (11342)
地域名 (地域内農業集落名)	北部地区 (第1～6区、第7～10区の一部、第14～15区の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家は高齢化及び後継者不足の傾向があるため、段階的に担い手(認定農業者等)への農地集積を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の作付けを中心に行う。畑地は農家により様々な作付けがなされている。今後も同様の作付けを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	226 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	226 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大字古里、吉田、勝田の農地を基本とする。詳細な範囲は別添の地図のとおり。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の利用集積を基本とする。農家の営農の継続が困難となった場合には、担い手への集積・集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクを通じて担い手を中心に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水施設の改修等に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
東松山農林振興センター等の関係機関と連携して、認定農業者や新規就農者の確保に努めるとともに、担い手の育成・支援を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率の向上が期待できる作業については、委託の活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①シカやイノシシ等による有害鳥獣の被害を減らすために電気柵の設置等を推進する。
- ②⑨牛糞堆肥・鶏糞堆肥の利用を推進し化学肥料の低減を図る。
- ③農業用ドローン・直進キープ機能付き直播機等の利用を推進する。
- ⑤ブルーベリー等の果樹栽培を推進する。
- ⑥燃料費高騰による影響を抑えるため、効率的な営農を図る。
- ⑦集落全体での共同作業を継続し適切な保安全管理を図る。
- ⑧老朽化が進む農業用施設の改修等を図る。